

## ～船員組合員のみなさまへ～

# 平成31年4月分から船員組合員に係る 短期給付の掛金率が変わりました

## 船員組合員に係る掛金率の見直しについて

船員組合員に係る短期給付の掛金・負担金については、使用者側（船舶所有者）が負担する負担金の割合が高く設定されています。これは、船員保険法に基づく民間の船員保険の保険料は、船員の職務の特殊性から、労使折半が原則の一般の医療保険と異なっているためです。

一方、共済組合の船員組合員に係る道府県（船舶所有者）が負担する負担金の割合は、「一般組合員の財源率」に船員保険法の規定による「船舶所有者の負担と同一の割合」とされています。

このたび、船員保険の「船舶所有者の負担と同一の割合」が見直され、負担金率が減少したことによる変更後の掛金率は以下のとおりとなります。

なお、その他の組合員の掛金率については、平成30年度と同様です。

### 平成31年4月以降の短期給付の掛金率

(単位：‰ (千分率))

区 分		平成30年度	平成31年度	引上げ幅
一般組合員 知事組合員 一般組合員（特別職等）	標準報酬の月額 標準期末手当等の額	43.18	43.18	0.00
船員一般組合員	標準報酬の月額 標準期末手当等の額	40.97	<u>41.12</u>	0.15
任意継続組合員	標準報酬の月額	86.36	86.36	0.00

※ 福祉事業分に係る掛金率（標準報酬の月額、標準期末手当等とも 1.18‰）については変更ありません。

※ 道府県の負担金率については引下げとなります。

### ■ 今回の引上げによる掛金増加額（例）

標準報酬の月額が44万円、標準期末手当等の額が年額で159万円の組合員の方の場合には、平成30年度と比べ年額1,030円掛金が増加することとなります。